

●忘れてないかあの診療  
**症例研究**  
 ●落としてないかその点数

口腔機能低下症の患者に対する  
 口腔機能管理加算

「口腔機能低下症に関する基本的な考え方(平成30年3月日本歯科医学会)」  
 などから、老化により「オーラルフレイル」「口腔機能低下症」「口腔機能障害」の  
 順で口腔機能が低下することが示された。また、2018年診療報酬改定では、口  
 腔機能低下症に対する管理の評価として、口腔機能管理加算が新設された。

本症例では、口腔機能管理加算について解説する。

患者：65歳・男性  
 主訴：口臭が気になる、入れ歯がよく噛めない。  
 所見：脳梗塞の後遺症あり。  
 傷病名： $\frac{5}{3}\frac{5}{3}$  P<sub>2</sub>、 $\frac{76}{4}\frac{67}{7}$  床下粘膜異常、義歯不適、口腔機能低下症

月日	部位	療法・処置	点数
7/20		初診	234
		脳梗塞の2年前罹患、後遺症で右手が不自由。	/
		口腔内が乾燥し食物残渣があり、口臭も強い。	/
	$\frac{5}{3}\frac{5}{3}$	P基検(結果 略)	110
		プラークや歯石の付着が多いが、保存する。	/
		歯科疾患管理料 文書提供加算	100+10
		管理計画を説明し、同意を得る。	/
		歯周病患者画像活用指導料 5枚	50×1
		下顎前歯部、舌背部に多量のプラーク、TB行う。	/
	$\frac{5}{3}\frac{5}{3}$	スケーリング	68+38×3
		P基処(H <sub>2</sub> O <sub>2</sub> )	10
	$\frac{76}{4}\frac{67}{7}$	T.コンデ	110×2
		上下顎に白歯部に潰瘍を認め、処置を実施。	/
		歯リハ1(1)(調整部位・調整内容など略)	124
8/27		再診	45
		上顎白歯の潰瘍は改善。	/
		口腔機能低下を疑う症状が診られ、評価を実施。注①	/
		①口腔衛生状態不良の検査	/
		舌苔の付着程度：50%	/
		②口腔乾燥の検査	/
		口腔粘膜湿度：ムーカス(スコア20)注②	/
		③咬合力低下の検査	/
		残存歯数：16本注③	/
		④咀嚼機能低下の検査	140
		咀嚼能力検査：溶出量70m <sup>3</sup> /dl注④	/
		7項目のうち上記4項目に該当。口腔機能低下症と診断。注⑤	/
		歯管	100
		口腔機能管理加算 (管理計画書：文書提供 添付)注⑦	+100
		管理指導記録：別紙記載注⑧	/
	$\frac{76}{4}\frac{67}{7}$	T.コンデ	110×2
		潰瘍は軽減するが義歯不安定。	/
		歯リハ1(1)(調整部位・調整内容など略)	124

《解説》

注① 口腔機能低下症の患者に口腔機能管理加算を算定する場合は、下記の  
 7つの評価項目に関する検査を行う。

下位症状	検査項目	該当基準
① 口腔衛生状態不良	舌苔の付着程度	50%以上
② 口腔乾燥*1	口腔粘膜湿度	27未満
	唾液量	2g/2分以下
③ 咬合力低下*1	咬合力検査	200N未満(プレスケールの場合) 500N未満(プレスケールIIの場合)
	残存歯数	20本未満
④ 舌口唇運動機能低下	オーラルディアドコキネシス	Pa/Ta/Ka いずれか1つでも 6回/秒未満
⑤ 低舌圧	舌圧検査	30kPa未満
⑥ 咀嚼機能低下*1	咀嚼能力検査	100mg/dL未満
	咀嚼能力スコア法	スコア0, 1, 2
⑦ 嚥下機能低下*1	嚥下スクリーニング検査(EAT-10)	3点以上
	自記式質問票(聖隷式嚥下質問紙)	3項目以上該当

注② 口腔乾燥に関する検査は、口腔粘膜湿度度の検査又は唾液量の検査の  
 いずれかで良い。本症例では、口腔粘膜湿度度の検査を行った。

注③ 咬合力低下に関する検査は、咬合圧検査又は残存歯数の検査のいずれ  
 かで良い。本症例では、残存歯数で評価を行った。

注④ 咀嚼機能低下に関する検査は、咀嚼能力検査又は咀嚼能力スコア法に  
 よる検査のいずれかでよい。本症例では咀嚼能力検査を実施した。

なお、咀嚼能力検査140点は、口腔機能低下症の診断を目的に実施した  
 場合に算定できる。咀嚼能力検査として使用できるグルコース分析装置と  
 しては(株)ジーシーのグルコセンサーGSIIがあり、算定にあたっては  
 施設基準の届出が必要である。

カルテには、検査結果を記載するか検査結果が分かる記録を添付する。

○咀嚼能力検査の施設基準

施設基準
①歯科補綴治療に係る専門の知識および3年以上の経験を有する歯科医師が1名 以上配置されていること。
②当該保険医療機関内に咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えていること。

注⑤ 7項目のうち3項目以上に該当し、口腔機能低下症であると診断した。

注⑥ 口腔機能管理加算(口機能)は、①65歳以上の口腔機能低下症の患  
 者であって、②咬合圧検査130点を算定し咬合力低下を認めた患者、舌圧  
 検査140点を算定し低舌圧を認めた患者又は咀嚼能力検査140点を算定  
 し咀嚼能力低下を認めた患者に対して、算定ができる。

本症例では、65歳以上の患者であり、また3つの検査のうち1つを行い、  
 症状を認めたので口機能を算定できる。

注⑦ 口腔機能管理加算(口機能)の算定を開始する際は、管理計画書を患  
 者に文書提供し、写しをカルテに添付する。

なお、管理計画書の様式は、「口腔機能低下症に関する基本的な考え方  
 (平成30年3月日本歯科医学会)」を用いて提供する。様式は、学会のホ  
 ームページからダウンロードして入手できる。

注⑧ 口腔機能管理加算(口機能)を算定する場合は、指導・管理の内容を  
 カルテに記載するか、記録を文書で作成する場合はその記録又はその写し  
 をカルテに添付する。

本症例では、記録を別紙で作成してカルテに添付した。なお、記録の様  
 式は、「口腔機能低下症に関する基本的な考え方(平成30年3月日本歯科  
 医学会)」を用いて作成する。様式は、学会のホームページからダウンロ  
 ードして入手できる。

\* 実態に即してご請求下さい \*